

第九管区海上保安本部公示第25号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和5年4月28日

第九管区海上保安本部長

倉田 雄二 （公印省略）

上越市海域及び関川河口部の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名称 国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所
住所 新潟県上越市南新町3番56号

2 水路測量を実施する区域及び期間

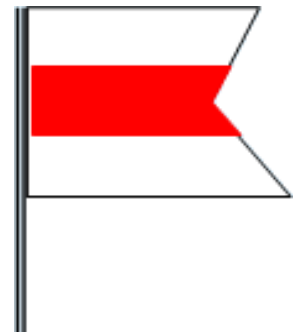
区域 上越市海域及び関川河口部（付図に示すとおり）
期間 令和5年5月1日から令和5年6月30日までのうち25日間

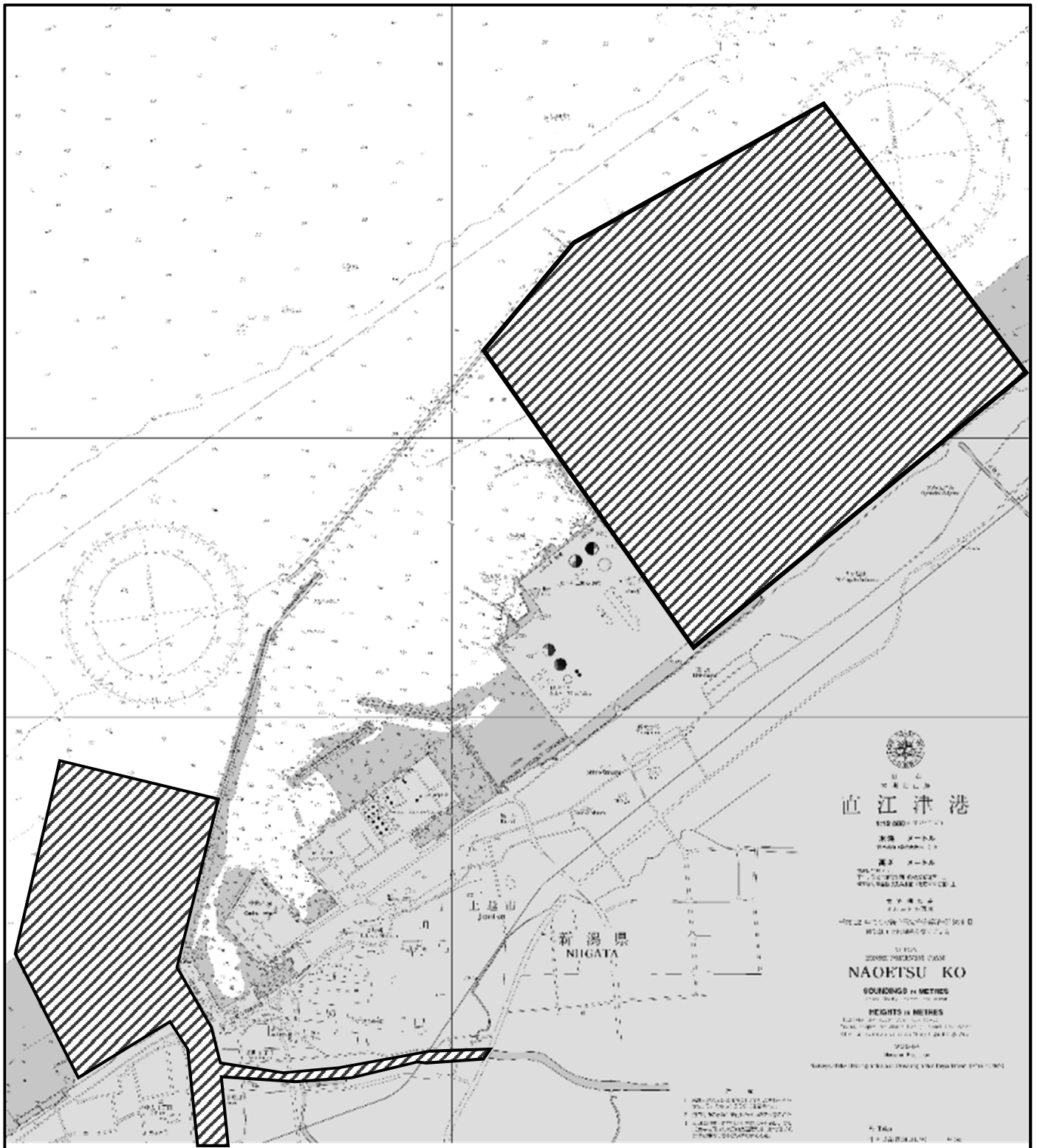
3 水路測量の実施方法

G N S Sにより測位し、音響測深機による測深を行う

4 航行船舶に対する安全措置

- イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。
- ロ 九管区水路通報により周知する。





 測量区域